

鎌倉市国民保護計画

令和3年（2021年）10月

鎌 倉 市

目 次

第 1 編 総論

第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	1
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9	観光滞留者等の安全確保	4
10	文化財の保護	4
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱	5
1	鎌倉市	5
2	神奈川県	6
3	関係機関	6
4	その他の機関	10
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	11
1	地形及び社会的特徴	11
2	気候	12
3	人口分布等	12
4	主要な交通網	13
5	観光客の動向	13
6	文化財の状況	13
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急対処事態	15

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章	組織・体制の整備等	17
第 1 節	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部等における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	18

3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	県との連携	21
3	近接市町村との連携	21
4	指定公共機関等との連携	22
5	ボランティア団体等に対する支援	22
第3	通信の確保	23
1	非常通信体制の整備	23
2	非常通信体制の確保	23
第4	情報収集・提供等の体制整備	23
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	25
第5	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	27
1	避難に関する基本的事項	27
2	避難実施要領のパターンの作成	28
3	救援に関する基本的事項	28
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
5	避難施設の指定への協力	29
6	生活関連等施設の把握等	29
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	市における備蓄	31
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	31
第4章	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	33
1	事態認定前における緊急事態警戒本部の設置及び初動措置	33
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
第2章	市対策本部の設置等	36
1	市対策本部の設置	36
2	通信の確保	38

第3章	関係機関相互の連携	39
1	国・県の対策本部との連携	39
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	39
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	39
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	40
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	40
6	市の行う応援等	40
7	ボランティア団体等に対する支援等	41
8	住民への協力要請	41
第4章	警報及び避難の指示等	42
第1	警報の伝達等	42
1	警報の内容の伝達等	42
2	警報の内容の伝達方法	43
3	緊急通報の伝達及び通知	43
第2	避難住民の誘導等	44
1	避難の指示の通知・伝達	44
2	避難実施要領の策定	44
3	避難住民の誘導	46
第3	事態別避難実施要領	49
1	弾道ミサイル攻撃の場合	49
2	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	49
3	着上陸侵攻の場合	50
第4	事態別避難実施要領のパターンと様式	51
	別表1 「弾道ミサイル攻撃における避難実施要領の様式（一例）」	52
	別表2 「屋内避難における避難実施要領の様式（一例）」	54
	別表3 「市域内避難又は市域外避難における避難実施要領の様式（一例）」	56
第5章	救援	61
1	救援の実施	61
2	関係機関との連携	61
3	救援の内容	61
4	救援の際の物資の売渡し要請等	64
第6章	安否情報の収集・提供	65
1	安否情報の収集等	65
2	県に対する報告	66
3	安否情報の照会に対する回答	66
4	日本赤十字社に対する協力	66
第7章	武力攻撃災害への対処	67
第1	武力攻撃災害への対処	67
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	67
2	武力攻撃災害の兆候の通報	67

第2章	応急措置等	68
1	退避の指示	68
2	警戒区域の設定	69
3	応急公用負担等	69
4	消防に関する措置等	70
第3章	生活関連等施設における災害への対処等	71
1	生活関連等施設の安全確保	71
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	71
第4章	NBC攻撃による災害への対処等	72
1	NBC攻撃による災害への対処	72
第8章	被災情報の収集及び報告	75
1	被災情報の収集及び報告	75
第9章	保健衛生の確保その他の措置	76
1	保健衛生の確保	76
2	廃棄物の処理	76
3	文化財の保護対策	77
第10章	国民生活の安定に関する措置	78
1	生活関連物資等の価格安定	78
2	避難住民等の生活安定等	78
3	生活基盤等の確保	78
第11章	特殊標章等の交付及び管理	79
1	特殊標章等	79
2	特殊標章等の交付及び管理	80
3	特殊標章等に係る普及啓発	80

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	81
1	基本的考え方	81
2	公共的施設の応急の復旧	81
第2章	武力攻撃災害の復旧	82
1	国における所要の法制の整備等	82
2	市が管理する施設及び設備の復旧	82
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	83
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	83
2	損失補償及び損害補償	83
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	83

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	84
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84

用語の定義等

この計画で使用する用語等の定義、意味は次のとおりとする。

1 法令名等

用語	定義等
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（平成 16 年条約第 12 号）
救援の程度及び方法の基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知

2 機関名等

用語	定義等
緊急対処事態対策本部	鎌倉市緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から、総務大臣及び県知事を通じて緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
市	鎌倉市長及びその他の執行機関
県	神奈川県知事及びその他の執行機関
市対策本部	鎌倉市国民保護対策本部 内閣総理大臣から、総務大臣及び県知事を通じて国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
市対策本部長	鎌倉市国民保護対策本部長（鎌倉市長）
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
国の対策本部	事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	事態等対策本部長（内閣総理大臣）

用語	定義等
指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び防衛装備庁
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

3 その他

用語	定義等
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
NBC	Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の総称 (参考) CBRNE Chemical (化学)、Biological (生物)、Radiological (放射性物質)、Nuclear (核)、Explosive (爆発性) の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの
基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日、閣議決定) (平成29年12月19日、一部変更) 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの

用語	定義等
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
市国民保護計画	国民保護法第 35 条に基づき市が作成する市の国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第 34 条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる措置（同項第 6 号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第 27 条に規定する施設

用語	定義等
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【武力攻撃予測事態（政府見解）】 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
存立危機事態	我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に規定）（平成 27 年成立）
防災	国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為 災害対策基本法等に基づく対策等
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要するもの（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別に作成する。資料編に掲載する情報は随時更新する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く

関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 観光滞留者等の安全確保

本市は、多くの外国人を含め年間延べ2,000万人前後の観光客が訪れる首都圏有数の観光地である。

武力攻撃事態等において、交通機関の途絶等により滞留客が発生した場合はその安全の確保に十分に配慮するものとする。

10 文化財の保護

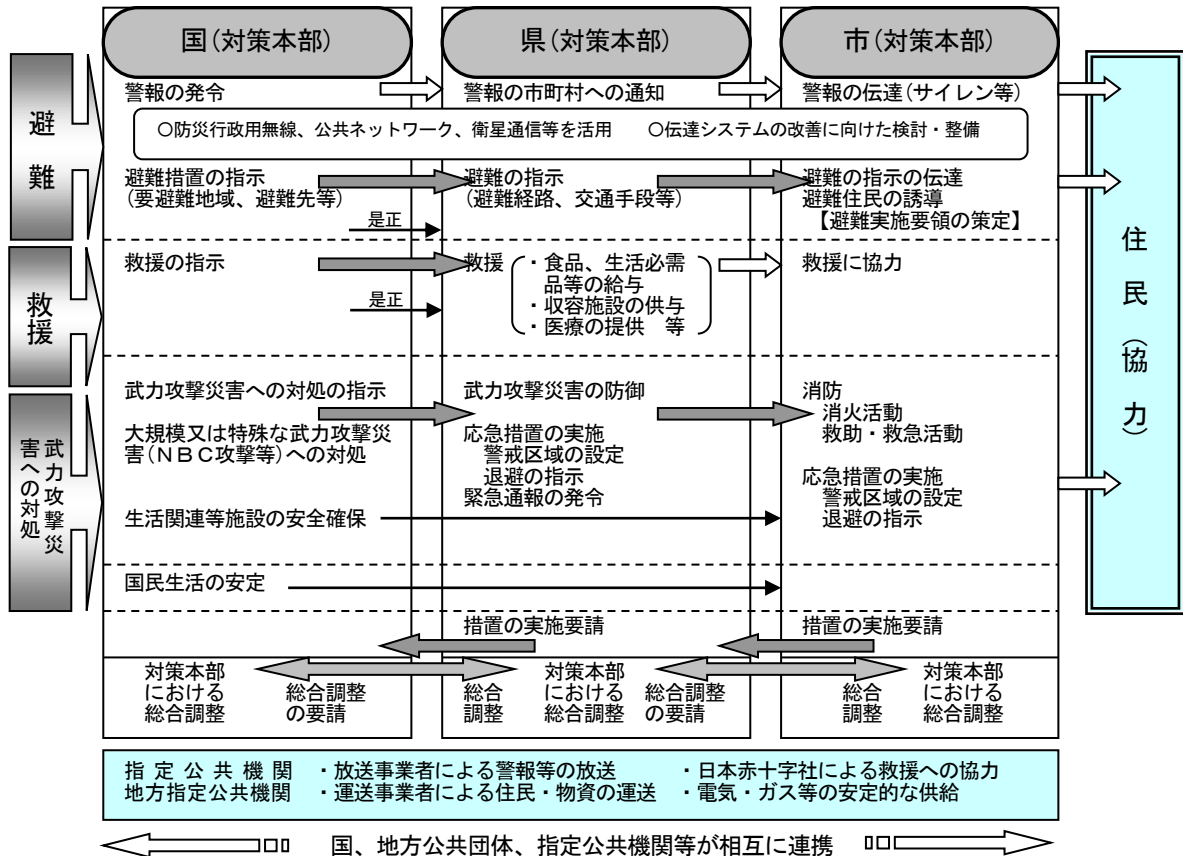
本市には、歴史的建造物や美術工芸品など社寺等が所有する有形文化財や史跡等の文化財が数多く存在する。

武力攻撃事態等において、文化財の損傷等が懸念される場合には、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関及び自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等は国民保護措置の実施に関して、次に掲げる事務又は業務を処理し、地域メディア等その他の機関は、市が行う国民保護措置に協力する。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



1 鎌倉市

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消火活動及び救助・救急活動、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 神奈川県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関

(1) 指定地方行政機関

ア 関東管区警察局

- (7) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
- (4) 他管区警察局との連携
- (ウ) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (エ) 警察通信の確保及び統制

イ 関東総合通信局

- (7) 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
- (4) 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
- (ウ) 非常事態における重要通信の確保
- (エ) 非常通信協議会の指導育成

ウ 関東財務局（横浜財務事務所）

- (7) 財政融資資金の貸付
- (4) 金融機関等に関する措置
- (ウ) 国有財産の無償貸付
- (エ) 財政上の措置

エ 横浜税関

輸入物資の通関手続

オ 関東信越厚生局

救援等に係る情報の収集及び提供

カ 神奈川労働局

- (7) 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助
- (4) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
- (ウ) 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助

- (エ) 被災者の雇用対策
- キ 関東農政局（神奈川支局）
 - (ア) 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - (イ) 農業関連施設の応急復旧
- ク 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- ケ 関東経済産業局
 - (ア) 救援物資の円滑な供給の確保
 - (イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - (ウ) 被災中小企業の振興
- コ 関東東北産業保安監督部
 - (ア) 危険物等の保全
 - (イ) 鉱山における災害時の応急対策
- サ 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）
 - (ア) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - (イ) 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - (ウ) 港湾施設の応急復旧
- シ 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - (ア) 運送事業者との連絡調整
 - (イ) 運送施設及び車両の安全保安
- ス 東京航空局（東京空港事務所）
 - (ア) 飛行場使用に関する連絡調整
 - (イ) 航空機の航行の安全確保
- セ 東京航空交通管制部
 - 航空機の安全確保に係る管制上の措置
- ソ 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - 気象状況の把握及び情報の提供
- タ 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）
 - (ア) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - (イ) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - (ウ) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - (エ) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - (オ) 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- チ 関東地方環境事務所
 - (ア) 有害物質等の発生などによる汚染状況の情報収集及び提供
 - (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供
 - (ウ) 知事等からの要請に応じた所要の措置

- ツ 南関東防衛局（横須賀防衛事務所、座間防衛事務所）
 - (7) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - (4) 米軍施設内通行等に関する連絡調整
- (2) 自衛隊
 - 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
- (3) 指定公共機関
 - ア 日本赤十字社
 - (7) 医療看護
 - (4) 外国人の安否調査
 - (ウ) 救援物資の備蓄及び配分
 - (エ) 武力攻撃、災害時の血液製剤の供給
 - (オ) その他の救援
 - イ (独)国立病院機構
 - 医療助産等救護活動の実施
 - ウ 公共的施設管理者（東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
 - (7) 道路の適切な管理
 - (4) 道路の応急復旧
 - エ 電気事業者（東京電力パワーグリッド(株)、電源開発(株)）
 - (7) 施設の整備及び点検
 - (4) 被災地に対する電力供給の確保
 - (ウ) 被災施設の応急復旧
 - オ 東京ガス(株)
 - (7) 施設の整備及び点検
 - (4) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) 被災施設の応急復旧
 - カ バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)）
 - 避難住民の運送の確保
 - キ 鉄道事業者（日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)）
 - (7) 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - ク 内航海運事業者（井本商運(株)、近海郵船(株)）
 - 緊急物資の運送の確保
 - ケ トラック事業者（佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)）
 - 緊急物資の運送の確保
 - コ 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ

- (7) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
- (4) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
- (ウ) 電気通信施設の被害調査及び復旧
- サ 放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
- シ 日本銀行
 - (7) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - (4) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
- ス 日本郵便（株）
 - (7) 郵便の確保
 - (4) 窓口業務の維持
- (4) 指定地方公共機関
 - ア （公社）神奈川県医師会、（一社）神奈川県歯科医師会、（公社）神奈川県薬剤師会、（公社）神奈川県看護協会、（独）神奈川県立病院機構
 - (7) 医療助産等救護活動の実施
 - (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - イ 神奈川県道路公社
 - (7) 道路の適切な管理
 - (4) 道路の応急復旧
 - ウ ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、（公社）神奈川県LPガス協会
 - (7) 施設の整備及び点検
 - (4) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) 被災施設の応急復旧
 - エ （一社）神奈川県バス協会
 - 避難住民の運送の確保
 - オ 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン)
 - (7) 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - カ （一社）神奈川県トラック協会
 - 緊急物資の運送の確保
 - キ 放送事業者（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

4 その他の機関

地域メディア及び地域福祉関係機関として次の業務を処理する。

- (1) (株)ジェイコム湘南・神奈川 鎌倉局
警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (2) 鎌倉エフエム放送(株)
警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (3) (社)鎌倉市社会福祉協議会
社会福祉法人及びボランティア団体等との連絡調整

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形及び社会的特徴

鎌倉市は、神奈川県南東部の三浦半島の基部に位置し、北は横浜市に、西は藤沢市に、東は逗子市に接し、南は相模湾に面しており、面積は39.67k㎡である。

地形は、丘陵地域と沖積低地が複雑に入り組み、谷戸という地形に見られるように起伏が著しく、急傾斜地が多いのが特徴で、平坦地には建築物が密集するなど、まとまった空地の確保が困難な環境である。また、材木座から腰越にかけて約7kmの遠浅の海岸線を有するが、舟艇の接岸には不向きであり、西端の腰越には本市唯一の漁港があるが、小型船舶以外の接岸設備は持っていない。

大正時代以降、温暖な気候、風光明媚な景観、波穏やかな海を有する本市は、観光地として発展し、現在も豊かな歴史的遺産とそれを取り巻く豊かな山並み、谷戸、海岸線が鎌倉の自然景観をつくりだしており、首都圏のオアシスとして多くの観光客が訪れている。

鎌倉市の地形



2 気 候

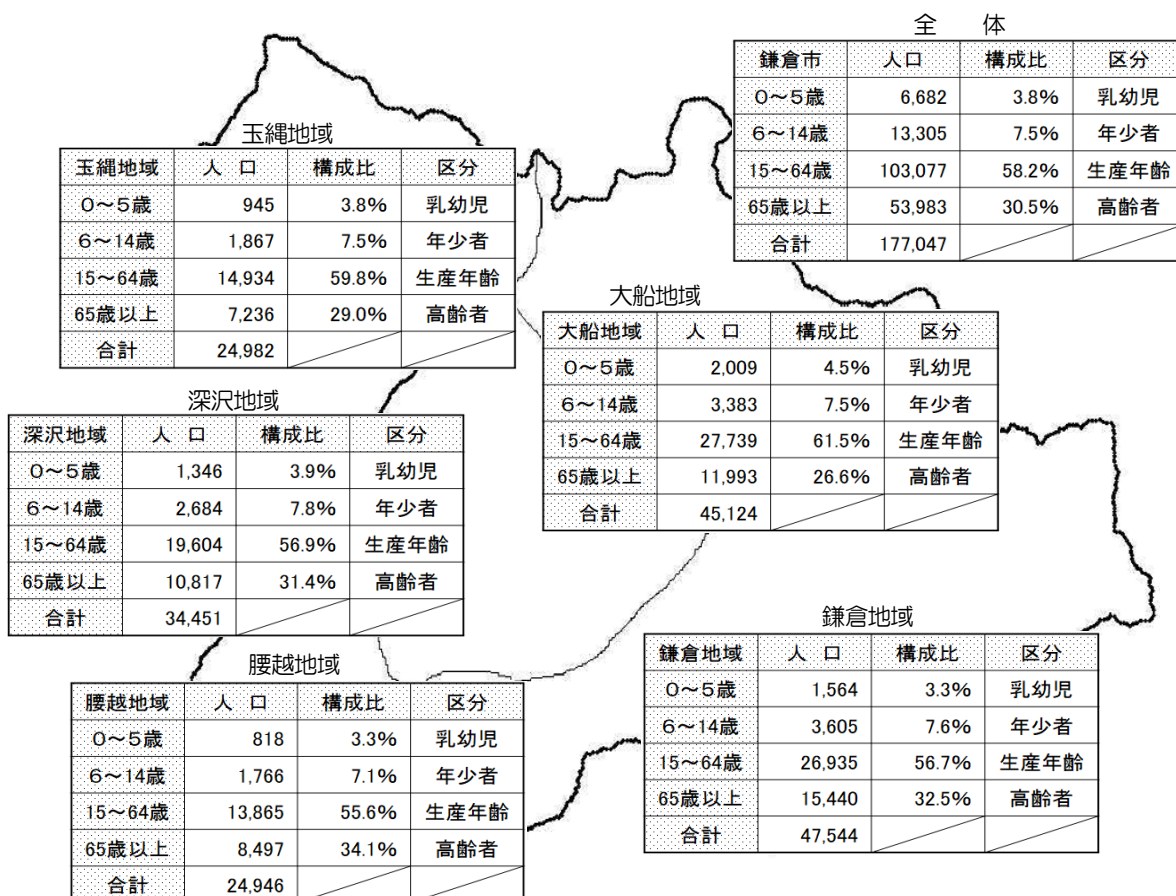
鎌倉市の気候は、太平洋型の気候に属し、気温差も比較的少なく温暖良好である。特に、本市は三方が丘陵に囲まれ、南が海に面しているため、冬の冷たい北東風はこの丘陵に遮られ、また、夏の涼しい南西風が海から吹くことから、夏涼しく冬暖かいという特徴がみられる。

3 人口分布等

鎌倉市の人口は、昭和30年代から40年代にかけて首都圏への人口集中の影響を受けて急激な都市化が進行し、住宅都市としても大きな成長を遂げた。しかし、昭和50年代に入り、人口増のテンポの鈍化がみられ、昭和62年9月の176,489人をピークに以降は減少傾向を示し、一時は17万人を割り込んだ時期もあったが、平成14年からは再び増加に転じ、現在の人口は177,047人、世帯数は84,039世帯となっている。人口構成を見ると、65歳以上の高齢者人口比率は、30.5%で、高い水準となっており、0～14歳の乳幼児・年少人口比率は他市に比べて低い水準となっている。こうした少子高齢社会の進行などによる年齢構成の偏りは、まちづくりはもとより災害、武力攻撃事態、緊急対処事態等においても課題となっている。

人口分布を地域別にみると、人口の多い順に鎌倉地域、大船地域、深沢地域、玉縄地域、腰越地域となっている。年齢構成についてみると、高齢者人口比率が高い地域は鎌倉地域と腰越地域、生産年齢人口の高い地域は玉縄地域と大船地域、年少人口比率の高い地域は深沢地域となっている。

令和3年3月31日現在 人口分布



4 主要な交通網

(1) 道路の位置等

本市に係わる広域幹線道路は、国道1号線、横浜横須賀道路、国道134号線の3路線があり、これらの道路が本市の外周を三角形に取り囲む形となっている。

このうち横浜横須賀道路は、本市にアクセスする主要な自動車専用道路であり、東京方面から朝比奈インターチェンジを利用し、金沢鎌倉線を経由して鎌倉地域に至ることができる。国道1号及び国道134号は相模湾沿岸都市（平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、逗子市、三浦市、横須賀市）と藤沢以西の県内各都市とを連絡する役割を果たしている。

広域幹線道路に連絡する主な幹線道路としては、鎌倉地域と大船地域、横浜市都心部を結ぶ横浜鎌倉線、大船地域の外郭に位置し、国道1号と横浜市南部地域を結ぶ原宿六ツ浦線、鎌倉地域と藤沢市都心部を結ぶ藤沢鎌倉線、鎌倉地域と朝比奈インターチェンジを結ぶ金沢鎌倉線、大船地域と腰越地域を結ぶ腰越大船線、国道1号と大船地域、原宿六ツ浦線を結ぶ阿久和鎌倉線などがある。

主要道路の多くは切通し、隧道など災害時に損傷を受けやすい箇所を持っているため、緊急時における輸送路の確保等が課題となっている。

(2) 鉄道路線等

鎌倉市内の鉄軌道は、東京と湘南、県西方面を結んでいるJR東海道本線、大船駅でJR東海道本線と分岐して三浦半島方面に向かうJR横須賀線、大船駅と横浜駅を結ぶJR根岸線、鎌倉駅から相模湾岸を通過して藤沢駅を結ぶ江ノ島電鉄、大船駅と湘南江ノ島駅を結ぶ湘南モノレールの各路線があり、市内にはJRでは鎌倉、北鎌倉、大船の3駅、江ノ島電鉄では鎌倉、和田塚、由比ヶ浜、長谷、極楽寺、稲村ヶ崎、七里ガ浜、鎌倉高校前及び腰越の9駅、湘南モノレールでは大船、富士見町、湘南町屋、湘南深沢、西鎌倉及び片瀬山の6駅がある。

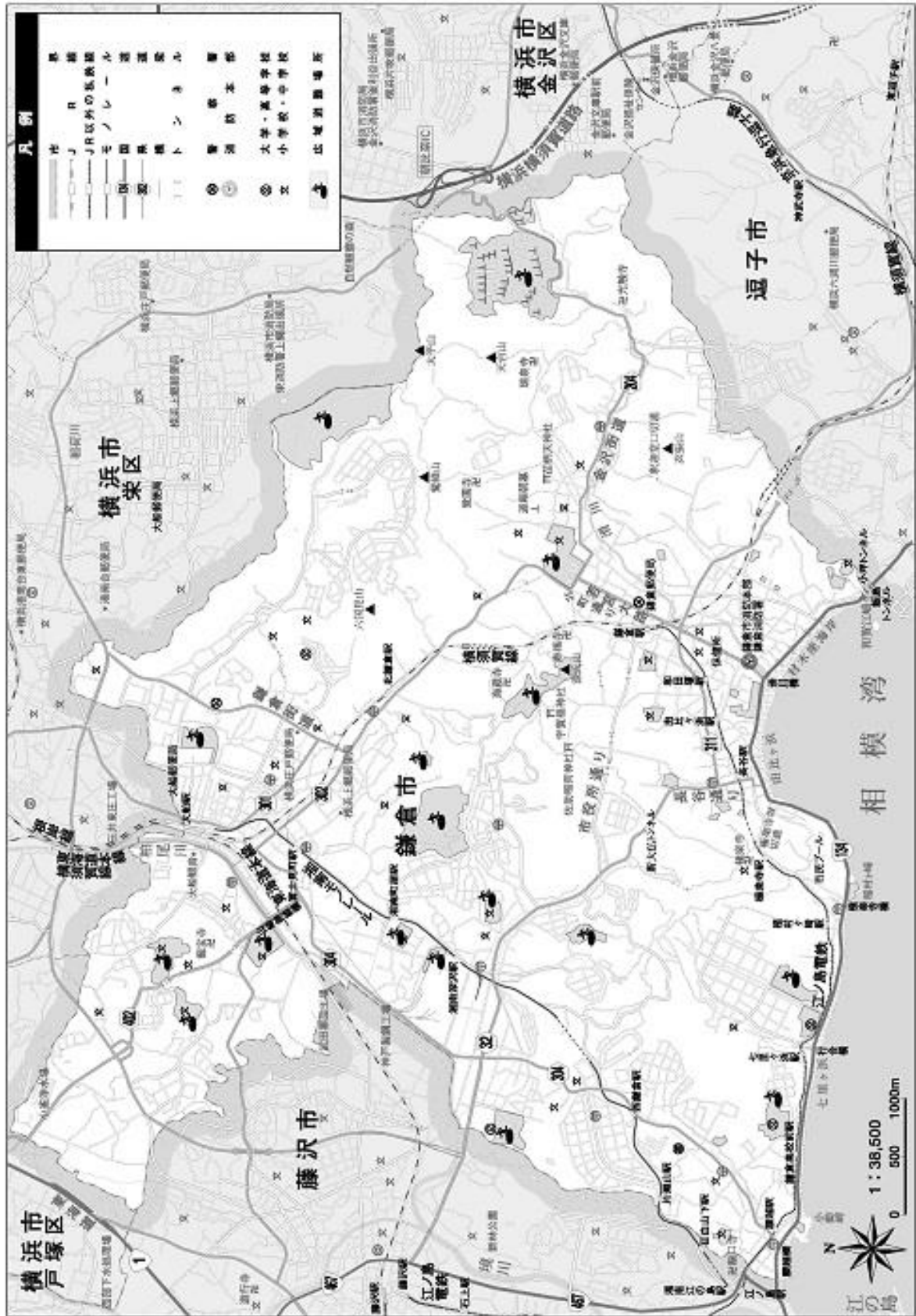
5 観光客の動向

近年の鎌倉市の観光入込客数は延べ2,000万人前後、宿泊客は30万人台で推移しており、また、市観光課実施の来訪者アンケートによると、約7割が神奈川県内及び東京都からの入込客で、日帰り観光地としての性格が強い状況が続いている。来訪の際の交通手段としては、大半がJR、江ノ電、路線バスなどの公共交通機関を利用している。月別の入込客数は、1月、5月、6月が多くなっているが、正月の初詣客、あじさいの時期など集中的に入込客が増加する時期が見られるのも鎌倉市の特徴である。

6 文化財の状況

鎌倉市は、武家の政権所在地であったことから、永福寺跡や北条氏常盤亭などの史跡や、中世以来の歴史を持つ社寺が所有する有形文化財など、国指定、県指定、市指定合わせて合計609件の指定文化財が所在する（令和3年2月15日現在）。また、三方を山に囲まれた旧市街地中心に、市域の6割以上が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

鎌倉市域の道路・鉄道路線



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている次の4種類の武力攻撃事態を対象とする。

(1) 着上陸侵攻の特徴

ア 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

イ 船舶による上陸の場合は、上陸用小型船舶の接岸が容易な沿岸部が侵攻目標となりやすく航空機による場合は、沿岸部に近い空港が存在する地域が目標となりやすい。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災が考えられる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の特徴

ア 突発的に被害が発生することも考えられる。

イ 比較的狭い範囲の被害になるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。

ウ NBC兵器や、爆弾と放射性物質を組み合わせたダーティボムが使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃の特徴

ア 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。

イ 通常弾頭とNBC弾頭の種類を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃の特徴

ア 弾道ミサイル攻撃に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、攻撃目標を特定することは困難である。

イ 都市部の主要施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態の例

(ア) 原子力事業所等の破壊

(イ) 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(ウ) 危険物積載船への攻撃

(エ) ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態の例

(ア) 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

- (イ) 列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
 - ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態の例
 - (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - (エ) 水源地に対する毒素等の混入
 - イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態の例
 - (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - (イ) 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

(1) 市民防災部

- ア 国民保護協議会に関すること
- イ 国民保護対策本部に関すること
- ウ 避難実施要領の策定に関すること
- エ 避難施設の指定に関すること
- オ 生活関連等施設に関すること
- カ 物資及び資機材の備蓄等に関すること
- キ 物資及び資機材の調達体制の整備に関すること(他部に属さないもの)
- ク 国民保護措置についての研修、訓練及び啓発に関すること
- ケ 非常通信体制の整備(防災行政用無線の維持管理及び他部に属さないもの)及び情報収集・提供体制(防災行政用無線の情報通信手段の整備・運営に係るもの及び他部に属さないもの)の整備に関すること
- コ 安否情報の収集体制の整備に関すること
- サ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
- シ 自主防災組織の支援に関すること
- ス 特殊標章等の交付等に関すること
- セ 観光施設及び観光客の安全確保に関すること
- ソ 応急用物資・食糧等の調達体制の整備に関すること

(2) 共生共創部

- ア 関係機関(県、他の市町村、指定地方公共団体等)との連携体制の整備に関すること
- イ 緊急放送・緊急文字放送による情報提供体制の整備に関すること
- ウ 非常通信体制の整備(コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの)及び情報収集・提供体制(コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの)の整備に関すること

(3) 総務部

非常通信体制の整備(固定電話及び災害時優先電話の確保)及び情報収集・提供体制(固定電話等の情報通信手段の整備・運営に係るもの)の整備に関すること

(4) こどもみらい部

保育所及び幼稚園の園児並びに子どもの家の児童の安全確保に関すること

- (5) 健康福祉部
 - ア 避難施設の運営体制の整備に関する事
 - イ 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事
 - ウ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事
 - エ 福祉ボランティアとの連絡調整に関する事
 - オ 救援に関する医療関係団体等との調整に関する事
 - カ 赤十字標章等に関する事
- (6) 環境部
 - 廃棄物処理に関する事
- (7) まちづくり計画部
 - ア 整備担当区域の応急措置及び復旧に関する事
 - イ 交通対策に関する事
- (8) 都市整備部
 - ア 下水道施設の機能の確保に関する事
 - イ 復旧に関する事
 - ウ 応急復旧に関し協力業者との連絡等に関する事
- (9) 消防本部
 - ア 武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む。)
 - イ 住民の避難誘導に関する事
 - ウ 危険物(薬品等)の取扱に関する事
 - エ 消防団に関する事
- (10) 議会事務局
 - 市議会議員との連絡体制の確保に関する事
- (11) 教育委員会
 - ア 学校における啓発に関する事
 - イ 児童、生徒の安全確保に関する事
 - ウ 文化財の保護に関する事

2 市職員の参集基準等

- (1) 職員の迅速な参集体制の整備
 - 市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。
- (2) 24時間即応体制の確立
 - 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。
- (3) 市の体制及び職員の参集基準等
 - 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。
 - その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①非常配備体制	国民保護を所管する部の職員が参集
②市緊急事態警戒本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全ての部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全ての部等での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全ての部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ①
		市の全ての部等での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合) ②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員等が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合は、あらかじめ定められた代替職員が職務を代行する。

(6) 職員の服務基準

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 市国民保護対策本部の機能確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

消防本部は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部はその参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、迅速に処理するものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手 続 項 目	
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・ 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・ 3 項、 80 条第 1 項、 115 条第 1 項、 123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、 175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、 175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、鎌倉市行政文書管理規則及び鎌倉市行政文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、市が管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互

の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市及び消防機関は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害医療拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 及び防災行政用無線などの非常通信体制等の整備による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備を的確に行う。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として設置された神奈川地区非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政用無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政用無線の整備、充実を図る。

(3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備等

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備、充実を図る。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防連第 17 号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が警報の内容の伝達を行うこととなる市内の学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用する施設について定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集に必要な準備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により、原則として、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、教育機関、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関についてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研究センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して国民保護に関する教材や資料等、消防職員や県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材について積極的に活用するなど多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な情報伝達手段を用いるなど実

実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 人口分布
- 道路網のリスト
- 鉄道網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 収容施設候補地のリスト
- 関係医療機関のデータベース(コンピュータでの情報蓄積)
- 広域応援活動拠点のリスト
- 墓地、火葬場のリスト
- 在日米軍、自衛隊施設のリスト
- 石油コンビナート施設等に関する資料
- 生活関連等施設のリスト
- 関係機関の連絡先
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者

の避難行動に関する取組指針(平成25年8月)参照。

避難行動要支援者名簿は災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を考慮し、円滑な協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、施設単位により集団で避難することを想定し、平素から、各施設における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

また、市は避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確、迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法を定める。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に備え、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、迅速に救援に関する措置を行い、又は補助することができるようあらかじめ必要な準備を行う。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じ、また、自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	原子力規制 委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安署との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県等との連携

市は、県と密接に連携し、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努める。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

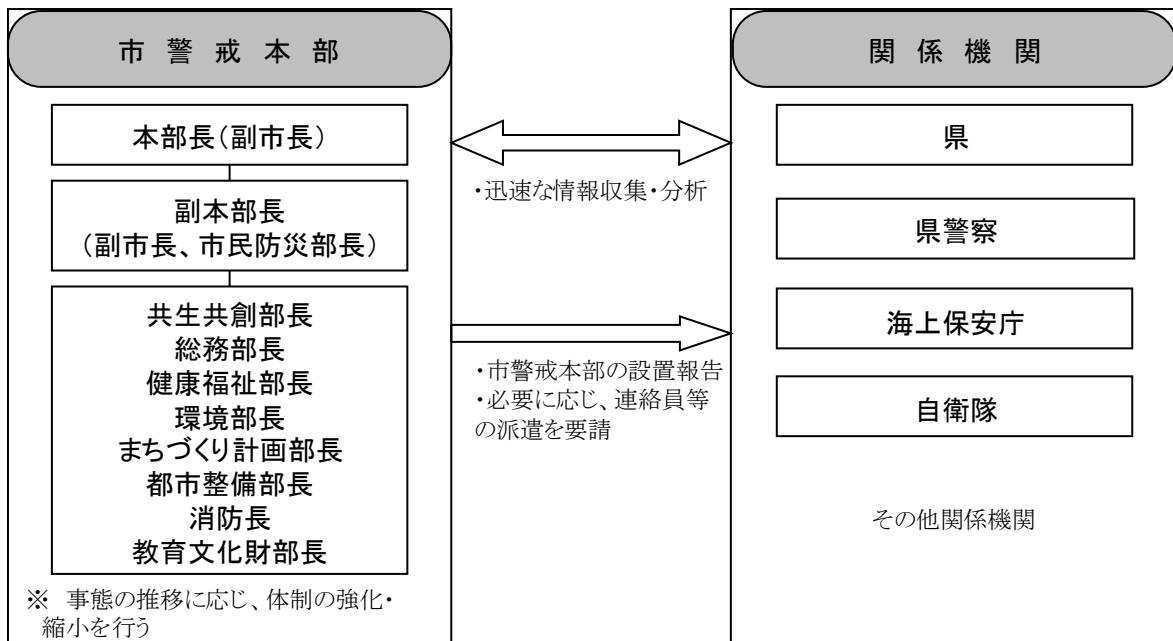
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態警戒本部の設置及び初動措置

(1) 鎌倉市緊急事態警戒本部の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため「緊急事態警戒本部（以下「市警戒本部」という。）」を設置する。

【緊急事態警戒本部の構成】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、副市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 「市警戒本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市警戒本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、市警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

市警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市警戒本部は廃止する。

市は、市対策本部設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じているときは、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

	事案覚知等	事態認定	市対策本部設置指定
体制	鎌倉市緊急事態警戒本部体制		鎌倉市国民保護対策本部体制
	被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当※ ² 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置可能		
対処措置	消防法等に基づく措置 例) 消防警戒区域設定、救急業務	国民保護法等に基づく措置 例) 退避の指示、警戒区域の設定、本部設置指定要請等	国民保護措置 例) 警報伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導等
	被害の態様が災対法上の災害に該当 災害対策基本法に基づく各種対処措置が実施可能 例) 避難の指示、警戒区域設定、物件の除去等		

※1 事態認定と市対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で市対策本部設置指定する場合は、事態認定と市対策本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長は必要に応じて非常配備体制又は市警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置し、所要の体制を整備して国民保護措置を総合的に推進するため、その手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置する。ただし、事前に市警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎災害対策本部室に市対策本部を開設し、本部員、本部職員等を緊急連絡網により参集する。ただし、被災の状況等により市対策本部が市庁舎に開設できない場合には、鎌倉市消防本部等、市が管理する施設に市対策本部を開設する。

市長は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

なお、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

また、市は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより確認を行う。

エ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、鎌倉市緊急事態対策計画《資料編》資料1.「鎌倉市緊急事態対策本部機構及び事務分掌」を準用するものとし、事態の推移に応じて、体制の強化・縮小を行うものとする。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部と

の連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。なお、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣するものとする。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政用無線等の同報系通信回線の利用又は臨時回線の設定等及び神奈川県防災行政通信網の活用により市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする神奈川地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊中部航空方面隊指令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))に

より出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村等への応援の要求

ア 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対し応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等の活動に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア団体の活動に対する支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

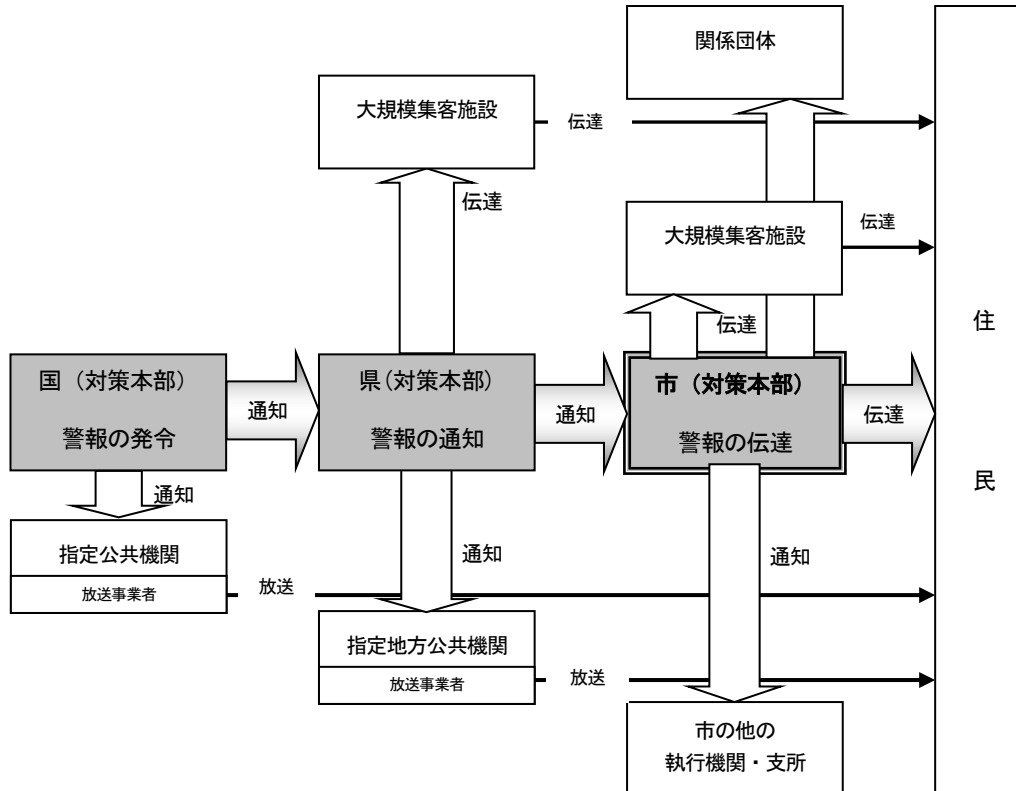
(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

【警報の通知・伝達の流れ】



1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体(自治会、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、観光協会、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

なお、下記の方法以外にも、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会・町内会等への協力依頼などの防災行政用無線による伝達以外の方法も活用する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図るものとする。

※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、市の職員及び消防機関を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者等避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。
- (4) 警報の解除については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、警報の発令と同様の方法で住民及び関係団体に伝達する。この場合において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

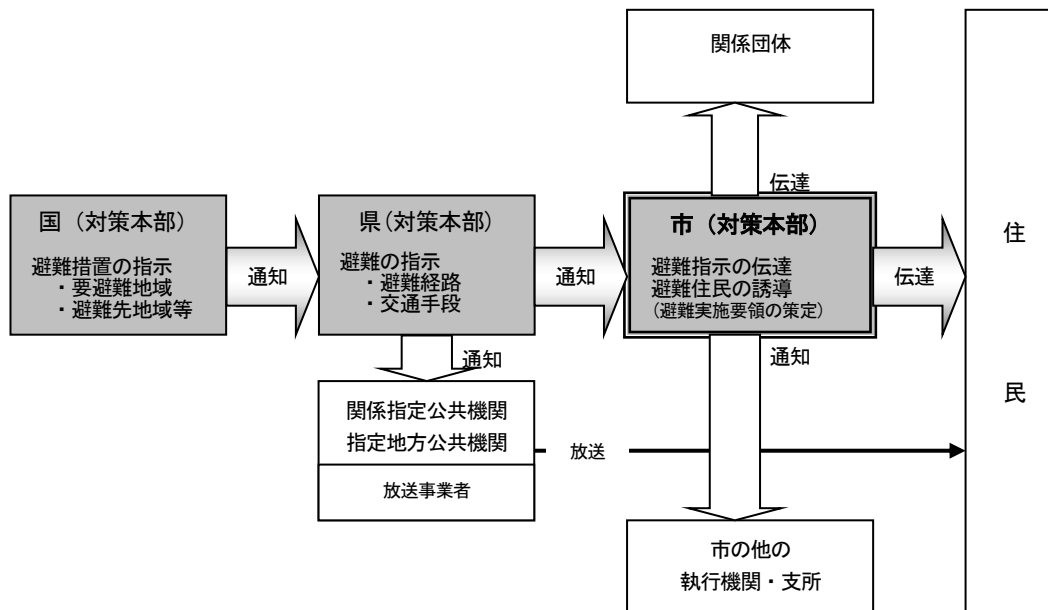
3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

【避難の指示の流れ】



1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を、住民に伝達し、関係機関に通知する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、県、県警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態

イ 事態の状況の把握：警報の内容や被災情報の分析

特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も考慮

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握：屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定
地方公共機関等による運送）

オ 輸送手段が必要な場合の確保の調整

県との役割分担、運送事業者との連絡、一時避難場所の選定

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整：具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等
の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整

ク 職員の配置：各地域への職員の割り当て、現地派遣職員を選定

ケ 関係機関との調整：現地調整所の設置、連絡手段の確保

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整：県対策本部との調整、国の対策本部
長による利用指針を踏まえた対応

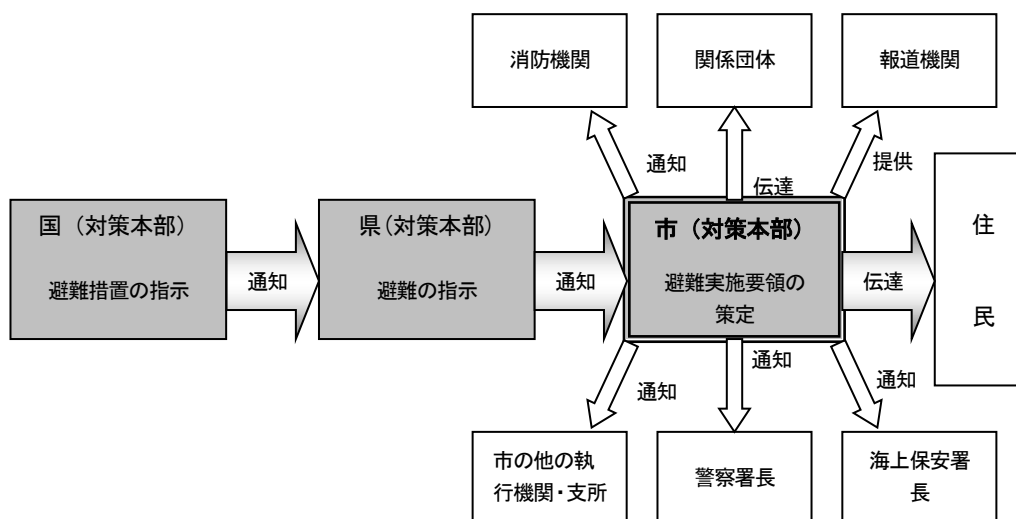
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安署長及び自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに市長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

【関係機関等への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会・町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治・町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、高齢者・障害者等の場合で時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第3 事態別避難実施要領

1 弾道ミサイル攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

- (2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

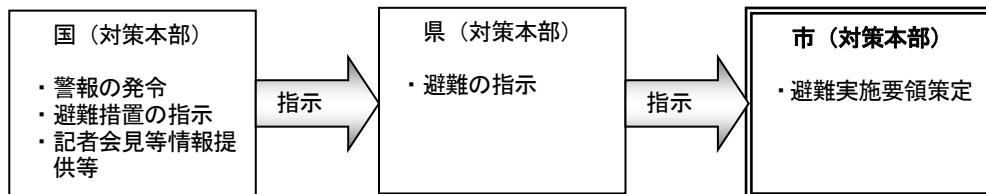
※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

- (3) 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令



- (4) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる

ことが必要となる。

- (3) 避難実施要領の策定に当たっては、県、消防機関、各執行機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ア 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所への移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

イ 昼間、観光客等人の密集する地域において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

この場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

3 着上陸侵攻の場合

- (1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- (2) このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第4 事態別避難実施要領のパターンと様式

事態別避難実施要領パターンには、弾道ミサイル攻撃の場合、ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合及び着上陸侵攻の場合があるが、ここでは別表1で、弾道ミサイル攻撃における避難実施要領の様式とその一例を、別表2と別表3で、ゲリラ・特殊部隊による攻撃に際して屋内避難における避難実施要領及び市域内避難又は市域外避難における避難実施要領の様式と一例を示す。

なお、着上陸侵攻の場合については、当時の状況により定めることとする。

有事に際して県から避難指示があった場合、その事態に応じ、別表の様式を使用して迅速かつ柔軟に避難実施要領を作成する。

別表1 「弾道ミサイル攻撃における避難実施要領の様式（一例）」

別表2 「屋内避難における避難実施要領の様式（一例）」

別表3 「市域内避難又は市域外避難における避難実施要領の様式（一例）」

別表1 「弾道ミサイル攻撃における避難実施要領の様式（一例）」

避難実施要領（一例）			
			鎌倉市長 ○月○日○時○分現在
1 警報の内容			
<p>国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・・・・・・</p> <p>このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。 ※弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことに留意する。</p>			
2 避難指示			
<p>実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が弾着予想地域に含まれる場合は、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らすなど、あらゆる情報伝達手段を活用し、住民に警報の発令を周知する。 ※全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、国において市の防災行政無線のサイレンを自動起動し、迅速・確実に緊急情報を住民へ伝達する。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近くの屋内に避難できるように、あらかじめ各人のとるべき対応を周知徹底する。（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して必要によりテープで目張りを行い、外気により出来るだけ遮断される状態になるように周知する。）</p> <p>車両内にいる者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。</p> <p>外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるように周知する。</p>			
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}		
要避難者数			
うち要支援者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合場所		当時の状況に応じて記載	
集合時間			
避難経路	}		
避難手段			
避難開始日時			

4 避難の実施に関し必要な事項（法第6 1号第2項第3号）			
避難施設	名称]	
	所在地	当時の状況に応じて記載	
	連絡先]	
避難にあたっての留意事項		住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。	
追加情報の伝達方法		避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
5 避難住民の誘導に関する事項（法第6 1条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数]	
職員間の連絡方法] ※職員の体制及び配備等については、別に定める。	
要避難者の避難誘導方針		災害時避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施	
残留者の確認方法] ※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載	
6 緊急時の連絡手段			
鎌倉市国民保護／緊急対処事態対策本部 電 話 0467-23-3000（内線 2627, 2648） F A X 0467-23-3373			

別表2 「屋内避難における避難実施要領の様式（一例）」

避難実施要領	
鎌倉市長 月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
別添のとおり ※避難の指示が極めて簡素であった場合には、避難実施要領中に記載する。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 : 頃
発生場所	〇〇駅構内
実行の主体	国際テロ組織△△（犯行声明）
事案の概要と被害状況	化学剤と推測される有毒物散布により、〇〇名が負傷の様様。
今後の予測・影響と措置	警察・自衛隊等防護、除染能力を有する応援部隊到着まで時間を要するため、対応に長時間を要することを考慮することが必要
気象の状況	天候：曇り 気温：22.3℃ 風向：南西 風速：2.7m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	〇〇駅構内は、立入禁止措置 屋内避難：A町1、2丁目の指定地域
避難先と避難誘導の方針	A町1、2丁目指定地域の住民に屋内避難指示
避難開始日時	月 X日 速やかに
避難完了予定日時	月 X日 速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき、交通規制等を実施 消防：〇〇駅構内を包含する区域を消防警戒区域に設定 鉄道業者：〇〇駅付近は運行停止、乗客等の避難誘導、立入禁止措置 県対策本部：市職員2名を派遣
連絡調整先	現地対策本部：市職員〇〇名を派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり

3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	2回目、3回目のテロの可能性もある。 除染が必要であり、原状復帰までに長時間を要する。
地域の特性	普段から多くの人々が利用している場所である。警察署、消防署との距離が近く迅速な対応が期待できる。
時期による特性	季節柄、化学剤が気化しやすく、拡散する可能性がある。
4 住民の行動（基本事項）：屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。
屋内にいない場合	できる限り近隣の密閉性の高い建物に避難する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
鎌倉市国民保護／緊急対処事態対策本部 電 話 0467-23-3000 (内線 2627, 2648) F A X 0467-23-3373	

別表3 「市域内避難又は市域外避難における避難実施要領の様式（一例）」

避難実施要領				
				鎌倉市長
				月 日 時 分現在
市域内避難又は市域外避難				
1 政府による避難指示の内容等				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月 日 時、〇〇に対し、「△△に爆弾を仕掛けた」との電話 ・ 月 日 時、△△から半径 200m圏内を域外避難とする避難措置の指示及び救援の指示を发出、防衛大臣に対し、避難支援を目的とした国民保護等派遣命令が发出 				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 時			
発生場所				
実行の主体	国際的テロ組織 Z			
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置	1 市内は、市民、観光客等帰宅困難者が混在する中、混乱状態が継続 2 死傷者等の応急救護活動を継続中			
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s			
2-2 要避難地域の住民等の誘導の概要				
要避難地域	△△を中心とする半径 200mとその周辺地域			
避難先と避難誘導方針				
避難開始日時	月 日 避難の体制が整い次第（当面は、屋内避難を徹底）			
避難完了予定日時	別 示			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	1 神奈川県 2 鎌倉市 3 神奈川県警察（ 警察署） 4 鎌倉市消防本部 5 陸上自衛隊 6 〇〇病院 7 医師会 等			
3 事態等の特性上留意すべき事項				
事態の特性				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者（単位：人）、指定避難施設				
要避難地域名	丁目	丁目	丁目	合計
避難対象世帯数、人口	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名

徒歩移動可能な避難行動要支援者数	名	名	名	名
徒歩移動不可の避難行動要支援者数	名	名	名	名
要配慮者				
指定避難施設				
5 避難施設				
5-1 避難施設の概要				
避難施設名	中	小	小	寺
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)				
連絡担当者	部	部	部	部
その他の留意事項等		応急救護所設置	応急救護所設置	
5-2 一時集合場所等(指定避難地域への車両搬送拠点、現地調整所を兼ねる。)				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先(電話等)	公用携帯 N02	公用携帯 N03		
連絡担当者	事務局 名	事務局 名		
その他留意事項等	●●への避難行動要支援者を対象(自力歩行可能者)			
6 避難手段(一時集合場所～指定避難施設への輸送)				
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他(要支援者は車両を準備)			
一時集合場所の輸送手段の詳細	機関等、種類(車種等)、台数	市:マイクロ、ワゴン、軽自動車を優先配分 自衛隊、福祉関係機関等に依頼		
	配分案			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力配分の考え方	一時集合場所ごと、輸送体制を構築			
その他				
7 避難経路				
避難に使用する経路	1 車両経路は、県道沿い 2 指定避難所へ接続する最寄の経路はすべて使用			

交通規制 ※警察署との調整により、決定	実施者	警察署
	規制にあたる人数	人程度
	規制場所	ヶ所：
警備体制等 ※警察署への確認	実施者	警察署
	規制にあたる人数	人程度
	規制場所	
8 誘導員の配置（一時集合場所を除く。）		
配置場所及び人員	指定避難所への経路沿いの要点	カ所(各カ所2名、計 名)
配置場所	避難所開設時期に準じて配置	
その他		
9 徒歩移動不可の要支援者対応		
対象者	① 名、② 名、③ 名、----- 計 名 コG p分け	
受入可能施設、可能数	1 医師会 2 ○○病院 3 福祉避難所 4 福祉施設	
搬送担任、手段等	対象者の状況確認(部)： 介護保健等の対象者から把握	
輸送経路	立入制限区域を避け、受入先への最寄経路を使用	
搬送等開始日時	調整終了次第	
10 残留者への対応		
確認機関等	1 市職員、消防職員は、装備を有しないため原則対応不可 2 県を通じ、警察、自衛隊に支援調整	
確認開始時期		
場所		
方法	防災行政無線、防災安全メール、広報車、報道機関、ホームページ、twitter、Facebook 等により呼掛け	
措置		
終了予定日時	調整終了後、目標日時を設定	
11 観光客・帰宅困難者対策		
一時滞在施設の開設		
各施設の担当者との連絡先（各2名基準）		
帰宅支援（情報提供）	自宅まで、20km以下の場合には、徒歩帰宅を支援する災害時帰宅支援ステーション等に関する情報提供(災害時帰宅支援ステーション)	

域外輸送	1 輸送機関 2 ターミナル、搬送経路、搬送先 3 その他(他自治体への受入は、県に依頼)
外国人観光客対応	情報メディア活用、多言語による情報提供支援の調整
12 食料・飲料水の支援・提供(避難所、一時滞在施設共通)	
食事時期	当面、 月 日夕～ 日昼食分(3食分)を目途に準備
食事場所	各避難所、一時滞在施設
提供する食事の種類	非常用糧食を主体に提供
実施担当部署	避難所： 部 一時滞在施設： 部(運搬含め全般調整)
13 教育体制	
小・中学校の対応	市内全般の現状確認と処置事項：
幼稚園等の対応	市内全般の保育園の現状確認と処置事項
避難所となる小・中学校の対応	
14 爆発物処理要領	
警察	
消防本部	
自衛隊	
その他	
15 追加情報の伝達方法	
避難所職員による連絡、防災行政無線、防災安全情報メール、広報車等による。	
16 避難時の留意事項	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 避難時は、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品、常備薬等を携行 近隣者に声を掛け合い相互に助け合って避難
事態の特性	肌を露出しない長袖の着用、マスク・ゴーグルの着用が望ましい。
時期の特性	<ol style="list-style-type: none"> 夜間、雨の移動となる場合、懐中電燈、着替えや雨合羽の準備が必要 寒さを凌げる防寒着を準備
一時集合場所での留意点	避難所の避難状況、残留者の確認状況等の情報共有に努める。
17 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。作業着、腕章等の着用により、誘導員であることの	

立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

18 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達

- ・ 防災行政無線及び防災安全情報メールを用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達、広報車・消防車両の活用
- ・ メディアへの情報提供→広報文を早急に作成し、広報開始（事務局）

避難実施要領の伝達先

職員間の連絡手段

別添「電話番号表一覧」 各々の担当者決定後、作成、配布

19 連絡調整先

鎌倉市緊急対処事態
対策本部

電 話 0467-23-3000(内線)
F A X 0467-23-3373

災害コールセンター

～ (台)

第5章 救 援

市は、県が実施する避難住民等の救援の補助を行うとともに、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うことがあることから、衣食住や医療の提供などの救援の措置について以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき救援に関する措置の内容及び期間に関する通知があったときは、その措置を関係機関の協力を得て行う。

(2) 救援の補助

市長は、(1)で市長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する救援を補助する。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の一部を行うこととされた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の一部を行うこととされた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の一部を行うこととされた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容等

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

ア 収容施設の供与

- (ア) 市は、あらかじめ指定された避難施設に職員を配置し、避難所を開設する。
- (イ) 市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県警察、海上保安署、自衛隊等関係機関に連絡する。
- (ウ) 避難所の運営管理
- A 市は、施設管理者の同意のもとに、避難住民、自主防災組織等地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、避難所の円滑・適切な運営を行うための体制を整備する。
避難所の運営に当たっては、避難住民に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。
- B 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。
- C 市は、自主防災組織やボランティアの協力を得て、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序維持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。
- D 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、日本赤十字社、鎌倉市社会福祉協議会等と連携して対応する。

イ 応急仮設住宅等の供与

- (ア) 応急仮設住宅の供与
- A 市は、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼等の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の建設を実施する。
- B 応急仮設住宅の建設に当たっては、原則として、国、県、市有地及び公園等の公共用地の空き地を利用する。
- C 市において実施できない場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関に対して応援を求める。
- (イ) 市営住宅への一時入居
市は、避難住民の一時入居のため、市が管理する市営住宅の空家住宅を積極的に活用する。

ウ 食品・飲料水及び生活必需品等の供給

- (ア) 飲料水等の供給
- A 市は、被災地域、避難所等の給水拠点において飲料水を給水する。
- B 市は、飲料水が不足する場合は、県、自衛隊、民間業者等に応援を要請する。
この場合、必要な応援給水の種類をできる限り明らかにする。
- C 市は、飲料水以外の生活用水についても、その確保及び供給に努める。
- (イ) 食品の調達・集積・配分・供給活動
- A 市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。
- B 市は、備蓄食糧、備蓄生活必需品、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

エ 医療の提供及び助産

(7) 医療に関する情報提供

市は、避難所周辺の医療機関の情報を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

(4) 医療救護活動の実施

A 市は、市医師会等の協力を得て、避難所等に救護所を設置する。

B 市は、救護班を編成し、市医師会等の協力を得てトリアージ、救急措置等を行う。また、必要に応じて知事に対し救護班の派遣を要請する。

C 市は、救護所で対応困難な重症病者を後方医療機関へ搬送する。

D 市は、医療救護活動に必要な医薬品については、備蓄医薬品等や調達計画に基づく調達品を活用するとともに、不足が生じる場合は県に応援を要請する。

オ 被災者の捜索及び救出

市は、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

カ 埋葬及び火葬

市は、遺族等が火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合、応急的な措置として火葬を行う。この場合において、災害により火葬施設が使用できない場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

キ 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、通信機器等を避難住民等の利用に供するとともに、その管理を行う。

ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自らの資力では対応できない場合に応急修理を行う。

ケ 学用品の給与

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

コ 死体の捜索及び処理

(7) 死体の捜索

市は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索する。

また、捜索によらず死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

(4) 死体の処理

A 市は、所轄警察署による検視・調査等が終了した後に死体の引渡しを受ける。

B 市は、市医師会及び日本赤十字社等の協力を得て、医師による検案を実施し、終了後必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

C 市は、検案を終えた死体を死体安置所に輸送し、収容する。

- D 市は、所轄警察署、地元自治会及び町内会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- E 市は、身元が明らかになった死体を遺族等に引き渡す。また、身元の確認ができず所轄警察署から引き渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。
- サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 市は、避難の指示が解除された後、又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているために一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、事務の一部を行うこととされた場合は、緊急の必要があり、やむを得ない場合は、救援に関する措置の実施に必要な最小限の範囲で、次に掲げる要請を講ずることができる。

(1) 物資の売渡し要請等

- ア 市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- イ 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。
- ウ 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

(2) 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

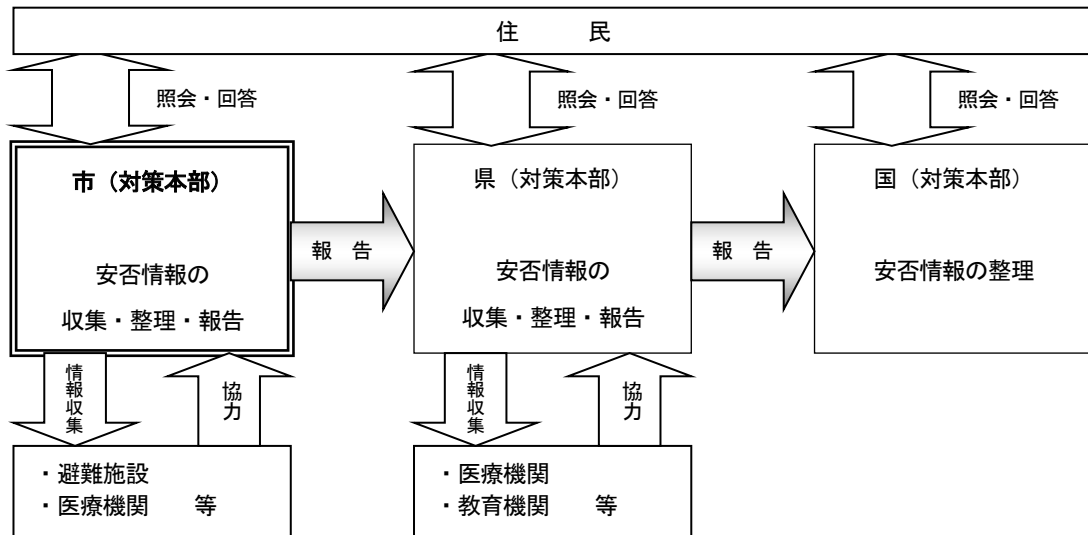
(3) 医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、教育機関等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報照会書を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 受付にあたっては、運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等を提示又は提出させることにより、照会者が本人であることを確認する。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、照会対象者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会対象者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

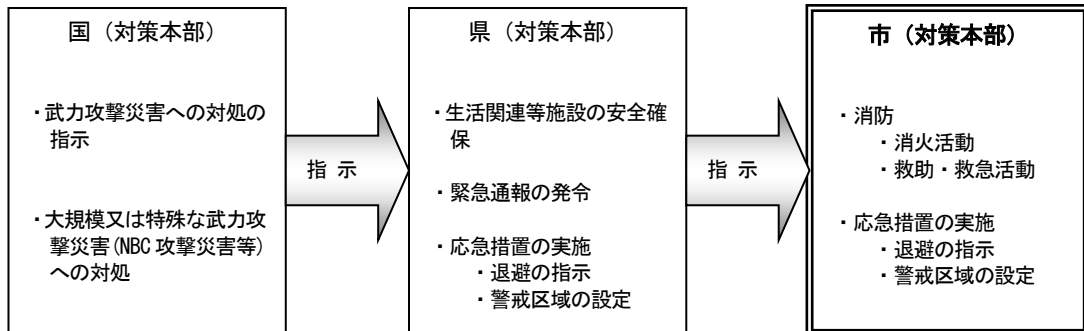
当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

【武力攻撃災害への対処の流れ】



1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設置又は現地調整所へ職員を派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ただし、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政用無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行うとともに、その旨を公示する。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管する。）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 市長が命ずることができる対象及び措置

ア 対象

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 措置

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)イの(ア)から(イ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

消防機関は措置にあたる隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り救助・救急活動等を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動

調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、県と連携して飲料水の供給体制を整備する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護対策

市及び市教育委員会は、市内に多数存在する国宝、国指定、県指定及び市指定の文化財の被災を最小限に止めるため、地域防災計画の定めに基づいて予防対策及び応急対策を実施する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期限の延長並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

市は、武力攻撃事態等において、道路等の公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章 (オレンジ色地に青の正三角形)。

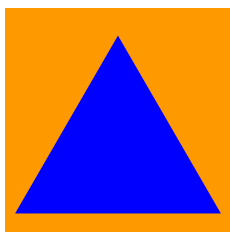
(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書 (様式のひな型は下記のとおり)。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【特殊標章】



※ オレンジ色地に青の正三角形

- ・ 三角形の一つの角が上を向いていること
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと

【身分証明書のひな型】

表面

	(この証明書を発行する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護に係る職務又は業務を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth-----		
この証明書の所有者は次の資格において 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of international Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as -----		
発行年月日/Date of issue ----- 証明者番号/No of card ----- 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所有者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所有者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及び漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法の規定により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

武力攻撃事態等と比較して、大規模テロ等の緊急処理事態が発生する危険性は高いと考えられる。かかる事態において市の行う措置は武力攻撃事態等及び存立危機事態に準じるものとし、以下のとおり定める。

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

鎌倉市国民保護計画

令和3年(2021年)10月

鎌倉市 市民防災部 総合防災課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL : 0467-23-3000 内線 2627

FAX : 0467-23-3373

E-mail : k-hogo@city.kamakura.kanagawa.jp